

東京地裁、アプラス買収訴訟において、株式売買契約中の株式の譲渡価額の調整規定の解釈について判断

March 17, 2009
Volume 4

文責：

弁護士 関口 智弘
パートナー
norihiko.sekiguchi@bakernet.com



弁護士 井田 美穂子
アソシエイト
mihoko.ida@bakernet.com



東京地方裁判所（以下、「東京地裁」）は、平成 20 年 12 月 17 日、株式会社三菱東京UFJ銀行（以下、「MUFG」）が保有する株式会社アプラス（以下、「アプラス」）の優先株式（以下、「本件優先株式」）を平成 16 年 9 月 3 日に株式会社新生銀行（以下、「新生銀行」）¹に譲渡した売買契約（以下、「本件契約」）において、譲渡価額（以下、「本件優先株式譲渡価額」）を調整するための確定手続（以下、「本件確定手続」）を遵守しなかった債務不履行があるとして、新生銀行に対し、損害賠償としてMUFGへ47億8400万円を支払うよう命じた。

本訴訟は、株式売買契約における譲渡価額の調整規定の解釈をめぐる争いについて裁判所の判断がなされた珍しいケースであり、今後の株式売買契約における譲渡価額の調整規定の在り方について一石を投じるものと言える。

事案の概要

アプラスは、財務状況が悪化したため、平成 16 年 4 月下旬頃に外部のスポンサーから資本参加を得て事業の抜本的な改善を行うこととし、同年 8 月、新生銀行がスポンサーに決定した。これに伴い、アプラスのメインバンクでもある MUFG は、本件優先株式を新生銀行に譲渡することとし、同年 9 月 3 日、MUFG、新生銀行、及びアプラスの間で、アプラスの本件優先株式を MUFG から新生銀行へ譲渡する旨の本件契約が締結された。

東京青山・青木・狛法律事務所
ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)

東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号
ブルデンシャルタワー
Tel + 81 3 5157 2700
Fax + 81 3 5157 2900
www.taalo-bakernet.com
www.bakernet.com

©2009 Baker & McKenzie
All right reserved.

¹ 本件優先株式の実際の譲受人は、新生銀行が指定した株式会社ワイエムエス・シックス（以下、「ワイエムエス」）。新生銀行は、平成 16 年 9 月 3 日、MUFG 及びアプラスに対し、本件優先株式の譲受人をワイエムエスとすることに同意し、新生銀行の責任と負担において、ワイエムエスに本件契約におけるスポンサーとしての義務を履行及び遵守させることを通知した。本ニュースレターでは、両者を特に区別せず「新生銀行」と表記する。

本件契約の中で、本訴訟において重要となった条項は主に以下のとおりである。なお、以下の条項の内容は、読者の便宜のため判決文²の中から筆者らが適宜抜粋及び編集したものであって、条項の文言そのものではないことにご留意頂きたい。

譲渡価額に関する条項		
2.2条	1	本件優先株式譲渡価額は、300億円（以下、「本件優先株式調整前譲渡価額」）とする。
	2	もともと、本件優先株式譲渡価額は、確定平成16年度中間期（平成16年9月末日）対象事業プロ・フォーマ貸借対照表上の純資産額から、基準日（平成16年3月末日）対象事業プロ・フォーマ貸借対照表上の純資産額である－1361億円を控除した金額（以下、「本件調整価額」）に応じて、100億円を限度として修正する（以下、修正後の価額は「本件優先株式調整後譲渡価額」）。
2.3条	1	本件契約当事者は、基準日対象事業プロ・フォーマ貸借対照表が、基準日貸借対照表に別紙の基準（以下、「本件プロ・フォーマ修正基準」）に従った修正及び調整を加えて作成されたものであることを相互に確認する。
	2	アプラスは、平成16年度中間期貸借対照表を作成し、アプラスの会計監査人であるあずさ監査法人による中間監査を受けた上で、これをMUFG及び新生銀行に対して、平成16年11月15日までに提出する。 平成16年度中間期貸借対照表は、日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従い、かつ、基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成されなければならない。 アプラスは、基準日貸借対照表における繰延税金資産の計上に際して前提とした事業計画を尊重し、基準日貸借対照表における繰延税金資産の計上と同等かつ一貫した方針のもとに、平成16年度中間期貸借対照表においても適正な繰延税金資産の計上が行われるように合理的に努力する。
	3	アプラスは、平成16年度中間期貸借対照表に本件プロ・フォーマ修正基準に従った修正及び調整を加えた平成16年9月末日時点における対象事業に係る個別貸借対照表（以下、「平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表」）を作成し、これをMUFG及び新生銀行に対して、平成16年11月30日までに提出する。
	4	MUFG及び新生銀行は、別紙に定める手続に従い、平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表を確定する（以下、確定された貸借対照表は、「確定平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表」）。
2.4条	1(1)	新生銀行は、MUFGに対し、クロージング日（平成16年9月28日）において、本件優先株式を表章する株券と引換に、本件優先株式調整前譲渡価額を支払う。
	1(2)	もともと、本件調整価額がプラスの場合（アプラスの平成16年9月末日の対象事業プロ・フォーマ貸借対照表上の純資産額が平成16年3月末日のそれより大きい場合）は新生銀行がMUFGに対し、マイナスの場合はMUFGが新生銀行に対し、本件調整価額が確定した日から30日以内に、本件優先株式調整前譲渡価額と本件優先株式調整後譲渡価額の差額（以下、「本件調整差額」）を支払って精算する。
新生銀行の損害賠償義務に関する条項		
10.5条	3	新生銀行は、MUFGに対し、クロージング後の本件契約に基づくアプラスの義務を遵守させることを確約する。

² 金融・商事判例 No.1307/2009年1月15日号 26ページ以下。

11.4条	1	新生銀行は、本件契約に基づく新生銀行の義務の重要な違反に起因もしくは関連してMUFGが被った損害等について、MUFGに対して補償等する。
	2	新生銀行によるMUFGに対する損害等の補償等は、総額で100億円を超えないものとする。また、かかる損害等の補償等の請求は、その損害額が1件当たり1億円を超える場合に、1億円を超える部分に限り、請求することができる。
平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表確定手続に関する条項		
別紙1	1	新生銀行及びMUFGは、アプラスから提出された平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表（以下、「アプラス原案」）の調査及び確認を、それぞれの指名する公認会計士又は監査法人等に行わせることができる。
	2	MUFG又は新生銀行は、アプラス原案に異議がある場合には、アプラス原案を受領した日から3週間以内（以下、「異議申立期間」）に、アプラス原案に異議がある旨等を記載した書面（以下、「異議申立書」）をそれぞれ相手方に提出する。
	3	異議申立期間中に異議申立書が提出された場合には、MUFG及び新生銀行は、かかる異議申立書の提出日から2週間以内（以下、「本協議期間」）に合意に達するよう最大限努力する。
	5	本協議期間内に合意に至らない事項がある場合には、MUFG及び新生銀行は共同で、別途両者間で合意する国際的に定評のある独立の会計事務所（本協議期間満了後2週間以内に決定しない場合は、新日本監査法人）（以下、「第三者会計事務所」）を第三者機関として選任し、両者間で合意に至らなかった事項の検討を依頼する。
	6	MUFG及び新生銀行は、第三者会計事務所の意見に従わなければならないものとし、第三者会計事務所の意見書を受領した時点をもって、当該意見書に従った内容により当該平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表は確定する。

新生銀行は、本件契約に基づき、平成16年9月28日、MUFGに対して本件優先株式調整前譲渡価額である300億円を支払った。

アプラスは、平成16年10月19日、MUFGに対し、中間期BS速報及びこれを基に本件プロ・フォーマ修正基準に基づく修正を加えたプロ・フォーマBS（以下、「プロ・フォーマ中間期BS速報」）を提出した。中間期BS速報は、あずさ監査法人による事前審査の結果、問題がないとされた。

しかしながら、アプラスは、平成16年11月15日の経過後も本件契約2.3条2項に基づく平成16年度中間期貸借対照表の提出をしなかったため、MUFGは、同月16日付け通知書により、新生銀行に対し、アプラスに提出義務を履行させるよう求めた。

アプラスは、平成16年11月26日、平成17年3月期中間決算短信を公表したが、これには、アプラスが新生銀行の連結子会社となったことを受け、新生銀行の基準に準拠した会計処理を行ったことが記載された。

アプラスは、平成16年12月9日、MUFGに対し、アプラスが新生銀行グループの一員になったことに伴い一部会計処理方法の変更を行った旨の書面（以下、「アプラス提出書面」）とともに、中間貸借対照表（以下、「アプラス提出中間期BS」）及び中間期対象事

業プロ・フォーマ貸借対照表（以下、「アプラス提出プロ・フォーマ中間期 BS」）を交付した。アプラス提出プロ・フォーマ中間期 BS では、アプラス提出中間期 BS に一定の修正を加えた修正 BS（以下、「アプラス提出修正 BS」）を本件契約における平成 16 年度中間期貸借対照表として用いていたが、これらは、中間期 BS 速報及びプロ・フォーマ中間期 BS 速報と大幅に異なるものであった。

新生銀行は、平成 16 年 12 月 29 日付けで、MUFG に対し、アプラス提出プロ・フォーマ中間期 BS につき、別紙 1 本件確定手続 2 項に基づくものとして異議申立書を提出し、異議を申し立てた。これに対し、MUFG は、平成 17 年 1 月 7 日付け通知書により、新生銀行に対し、アプラス提出プロ・フォーマ中間期 BS は本件契約 2.3 条 3 項に従って提出すべき平成 16 年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表には該当しないので、そもそも別紙 1 本件確定手続 2 項の異議申立期間は開始していないと反論した。

その後、MUFG は、平成 17 年 3 月 14 日付け通知書により、新生銀行に対し、本件調整差額として 48 億 8400 万円及び遅延損害金の支払、又は本件契約 11.4 条に基づく補償等として 47 億 8400 万円及び遅延損害金の支払を請求した。

かかる請求に新生銀行が応じなかったため、MUFG は、東京地裁に、新生銀行に対し、本件調整差額として 48 億 8400 万円又は債務不履行に基づく損害賠償として 47 億 8400 万円と遅延損害金の支払を命じるよう申し立てたのが本訴訟である。これに対し、新生銀行も、MUFG に対し、新日本監査法人に本件確定手続として別紙 1 本件確定手続 5 項所定の調査・検討を委託する旨の意思表示をすること、又は本件調整差額として 100 億円及び遅延損害金を支払うよう命じることを求める反訴を提起した。

東京地裁は、平成 20 年 12 月 17 日、MUFG の主張を認めて、新生銀行に本件確定手続を遵守しなかった債務不履行があるとして、MUFG へ 47 億 8400 万円を損害賠償として支払うよう命じた。

本訴訟における争点

本訴訟における争点は、以下の 5 つである。

- (1) 本件確定手続に関する合意は仲裁鑑定契約か
- (2) 本件確定手続を経なくても本件調整差額の請求ができるか
- (3) 新生銀行に債務不履行があるか
- (4) MUFG の損害額はいくらか
- (5) MUFG に対し新日本監査法人に調査・検討を委託する旨の意思表示をするよう求める調査検討委託手続請求ができるか

争点に対する裁判所の判断

争点に対する裁判所の判断の結論は、以下のとおりである。

- (1) 本件確定手続に関する合意は仲裁鑑定契約か
⇒仲裁鑑定契約ではない

- (2) 本件確定手続を経なくとも本件調整差額の請求ができるか
⇒できない
- (3) 新生銀行に債務不履行があるか
⇒ある
- (4) MUFG の損害額はいくらか
⇒47 億 8400 万円である
- (5) MUFG に対し新日本監査法人に調査・検討を委託する旨の意思表示をするよう求める調査検討委託手続請求ができるか
⇒できない

裁判所の判断の検討

(1) 本件確定手続に関する合意は仲裁鑑定契約か

当事者の主張

新生銀行は、本件確定手続に関する合意は仲裁鑑定契約（当事者が訴訟物である権利又は法律関係の存否の前提となる事実の確定を第三者にゆだねる合意）であると主張した。すなわち、アプラスが提出する平成 16 年度中間期貸借対照表が本件契約 2.3 条 2 項記載の「日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従い、かつ、基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して」作成されているか否かについては第三者会計事務所が検討して判断すべきものであるから、仲裁鑑定によることなく本訴訟で証拠調べ手続を実施することはできないので MUFG の請求は棄却されるべきという論理である。

裁判所の判断

東京地裁は、

- ・ 本件契約 2.3 条 2 項が「平成 16 年度中間期貸借対照表は、日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従い、かつ、基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成されなければならない。」と規定しているのは、アプラスの平成 16 年 3 月末時点の貸借対照表が上場会社として監査法人から監査を受けて適正意見を付されたものであることから、日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に基づいて作成されたものであることを明示するとともに、入札段階で新生銀行以外の候補先には海外の会社等もあったことから、米国会計基準やそのほかの国の会計基準ではなく日本の会計基準に基づいて作成される旨を明らかにする趣旨であること
- ・ 本件確定手続を開始する前提として、基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続に従って中間期貸借対照表が作成されなければならないこと
- ・ 仮に中間期貸借対照表が会計基準を変更されて作成された場合には、本件契約に記載されている内容についての見解の不一致が生じていることになるから、基本的には法律解釈の問題となり、会計の専門家である公認会計士や監査法人にその解決をゆだねることは想定されていなかったこと

を認定し、アプラスの平成 16 年度中間期貸借対照表が日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従い、かつ、基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成されているかどうかは、本件確定手続における確定の前提となる本件契約の条項の解釈をめぐる問題であって、このような問題まで第三者会計事務所の検討や判断にゆだねたものとは解されないとして、仲裁鑑定契約ではないと判断し、新生銀行の主張を排斥した。

検討

本件契約 2.3 条 2 項は文言上、平成 16 年度中間期貸借対照表が、①日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従っていること、及び②基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用していることを並列的に要求しているようにも読める。しかしながら、②のみで既に平成 16 年度中間期貸借対照表が従うべき会計処理の原則及び手続は決まってしまうのであるから、本来はさらに①を記載する必要はない。従って、①は、「平成 16 年度中間期貸借対照表が日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従うこと」自体を「要求」しているというよりは、東京地裁の認定のように、「平成 16 年度中間期貸借対照表が適用すべき会計処理の原則及び手続を採用した基準日貸借対照表が日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従っていること」を「確認」している趣旨と解するのが自然であろう。

そして、中間期貸借対照表において会計基準を変更できるか否かはまさに本件契約 2.3 条 2 項の文言をどう解釈するかの法的問題であり、この点を第三者会計事務所の検討や判断にゆだねることはできないとした東京地裁の判断は妥当であると考えられる。

株式の譲渡価額を事後に調整する場合、調整の算定の際に従うべき会計基準が決まった上で、その会計基準にどのように数値をあてはめるかの部分は、本件確定手続のような規定を株式売買契約に盛り込むことで一定程度対応可能と思われる。これに対し、そもそもその調整の算定の際に従うべき会計基準の部分が確定していなければ、株式売買契約の要である譲渡価額の確定は困難になるだろう。本件契約ではこの点が必ずしも明確ではなかったために紛争になったものと思われる。紛争予防の観点からは、本件契約 2.3 条 2 項の文言については、「①本契約当事者は、基準日貸借対照表が日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従って作成されたものであることを相互に確認する。②平成 16 年度中間期貸借対照表は、基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成されなければならない。」とするか、単に「平成 16 年度中間期貸借対照表は、基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成されなければならない。」とすることによって、譲渡価額の調整の算定の際に従うべき会計基準を明確に確定することができたのではないだろうか。

(2) 本件確定手続を経なくても本件調整差額の請求ができるか

当事者の主張

MUFGは、アプラス及び新生銀行が、本件契約に基づく平成16年度中間期貸借対照表及び平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表の作成及び提出義務を履行しないため、本件確定手続が機能しない状態に陥っている。このように本件確定手続が機能しない状態に陥っている場合には、本件確定手続を経ることなく、平成16年度中間期の末日の経過により既に客観的に発生している本件調整差額の支払請求権に基づき、本件調整差額を請求できると主張した。

裁判所の判断

東京地裁は、本件優先株式譲渡価額は本件契約2.2条及び2.3条に定められた平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表の確定手続によって決定されるのであり、本件確定手続が機能しない状態に陥っている場合に、本件確定手続を経ることなく既に客観的に発生している本件調整差額支払請求権に基づいて本件調整差額の請求ができるとする合意の成立は認められない。従って、本件確定手続を経ず平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表が確定していないので、本件調整差額を請求することはできないとして、MUFGの主張を排斥した。

検討

裁判所の判断のとおり、判決文に掲載されている条項を読む限りは、本件確定手続による方法以外に調整差額を確定する方法は本件契約上規定されていない。この点についてMUFGは、本件確定手続を経ないと調整差額の請求ができないとすると、新生銀行はアプラスに平成16年度中間期貸借対照表及び平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表を提出させる義務を怠らせることにより、本件調整差額の支払を回避することができることになって、当事者の合理的意思解釈に反する等主張する。しかし、新生銀行がこれらの書面をアプラスに作成・提出させることについて、本件契約に基づく新生銀行側の義務として明確に規定されていることを考慮すれば、かかる義務の不履行によって本件調整差額を確定することができない場合、この点については、下記(3)のとおり、新生銀行の債務不履行として扱えば必要十分であると思われる。

(3) 新生銀行に債務不履行があるか

当事者の主張

MUFGは、アプラスが本件契約2.3条2項及び3項に従い、平成16年度中間期貸借対照表を平成16年11月15日までに、また平成16年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表を同月30日までに提出する義務について、本件契約10.5条3項に基づき、新生銀行が遵守させる義務があるところ、これを怠っているから、新生銀行に本件契約11.4条1項の「義務の重要な違反」があると主張した。なお、MUFGは、アプラスが同年12月9日に提出したアプラス提出中間期BS及びアプラス提出プロ・フォーマ中間期BSは、本件契約2.3条2項が定める「基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成され」たものではなく、2.3条3項の規定

する平成 16 年度中間期貸借対照表及び平成 16 年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表ではないと主張した。

これに対し、新生銀行は、平成 16 年度中間期貸借対照表は基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用するだけでなく、日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従わなければならない、アプラスが同年 12 月 9 日に提出したアプラス提出中間期 BS 及びアプラス提出プロ・フォーマ中間期 BS は、日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に適合する範囲で基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用したものであるとして、これをもって 2.3 条 3 項の規定する平成 16 年度中間期貸借対照表及び平成 16 年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表の提出義務を履行したこととなることを主張した。

裁判所の判断

東京地裁は、

- ・ アプラスは、本件契約 2.3 条 2 項に基づき、基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して平成 16 年度中間期貸借対照表を作成する義務を負っていたこと
- ・ 本件契約 2.3 条 2 項の「日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準」という文言は、アプラスの平成 16 年 3 月末時点の貸借対照表が、上場会社として監査法人から監査を受けて適正意見を付されたものであって、日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に基づいて作成されたものであることを明示するとともに、米国会計基準やそのほかの国の会計基準ではなく日本の会計基準に基づいて作成される旨を明らかにする趣旨であること
- ・ 本件契約における本件優先株式の譲渡価額を調整する規定（以下、「本件調整規定」）は、入札手続を実施するタイミング上、最も新しい財務データが平成 16 年 3 月末日のものであることから、候補先に対し同年 3 月期の財務データを提供していたが、その一方で、実際に取引が行われるのは同年 9 月下旬であったことから、同年 3 月末から 9 月末までの 6 ヶ月間の本件の対象事業の純資産の変動についてはその価額に反映するのが適正であるとの考え方に基づいて規定されたものであり、クロージング後の価額調整において対象事業の再評価をすることは本件契約上想定されていなかったこと
- ・ 本件調整規定は、平成 16 年 3 月末時点の純資産の金額から同年 9 月末時点の純資産の変動を測定しようという趣旨のものであり、純資産を測定する元になる会計処理の原則及び手続を変えてしまうと、6 ヶ月間の純資産の変動以外に、ルールを変えたことによって変動してしまう部分が混じってしまうことになるから、これを排除するために、9 月末に作成する中間期貸借対照表については 3 月末の基準日と同一の会計処理の原則及び手続を適用しなければならない旨規定したこと

などを認定し、本件契約 2.3 条 2 項の文言は、中間期貸借対照表を基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成するという趣旨であって、基準日貸借対照表の会計処理の原則を変

更することを許容する趣旨を含むものではなく、「日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従い」という文言が入っていることで上記趣旨に影響が及ぶものではないとした。そして、アプラス提出中間期 BS は新生銀行グループの会計基準に準拠し会計処理を変更したものであるから、これに依拠して作成されたアプラス提出プロ・フォーマ中間期 BS も、本件契約上の基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成されたものとはいえず、アプラスによるこれらの提出をもって新生銀行が債務の本旨に従った履行をしたとは言えないと判断した。

検討

判決文に記載されている前提事実によると、平成 16 年 8 月上旬に行われた第 2 次入札の際にアプラスのフィナンシャル・アドバイザーから配布された資料には、取引価額について、「対象事業資産評価額をはじめとする本案件価値評価は、最終入札時点では、2004 年 3 月末日時点の対象事業の資産・負債残高に基づいて算出されます。一方で、本案件のクロージングは 2004 年 9 月に予定されることから、当社としては、2004 年 9 月末日時点の中間決算をもってクロージング・バランスシート調整を行うのが適当と考えています。」との記載があったとのことである。この記載を前提とすると、本件調整規定は単なる時間の経過による資産等の変化を本件優先株式譲渡価額に反映させようとするものであるから、東京地裁の認定のように、資産等を算定するための会計処理の原則の変更まで許容するものではないと考えるのが自然である。

前記のとおり、本件契約 2.3 条 2 項の趣旨としては、「平成 16 年度中間期貸借対照表が日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従うこと」自体を「要求」しているというよりは、「平成 16 年度中間期貸借対照表が適用すべき会計処理の原則及び手続を採用した基準日貸借対照表が日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準に従っていること」を「確認」していると解するのが妥当であろう。本件契約 2.3 条 2 項については、MUFG としては、前記のとおり、この点を明確にした文言で規定すべきであったと考える。

(4) MUFG の損害額はいくらか

当事者の主張

MUFG は、プロ・フォーマ中間期 BS 速報を基に、アプラスが適正に作成された平成 16 年度中間期貸借対照表及び平成 16 年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表を提出すれば、新生銀行に対し本件調整差額として 48 億 8400 万円を請求できるはずであるので、新生銀行の債務不履行によって MUFG が被った損害額は 48 億 4800 万円であり、本件契約 11.4 条に基づきその「1 億円を超える部分」として、47 億 4800 万円の損害賠償を求めると主張した。

これに対し、新生銀行は、①中間期 BS 速報には、その会計処理が公正妥当性の観点から看過することができないほどの重大な問題が

ある、②アプラス提出修正 BS のうち、銀行子会社化による影響がないと判断された項目については、これを調整することができる、③平成 16 年度中間期貸借対照表を基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成するにしても、一定の調整方法が許容される項目があるなどと主張した。

裁判所の判断

東京地裁は、

- ・ アプラスは、平成 16 年 10 月 19 日に中間期 BS 速報及びプロ・フォーマ中間期 BS 速報を提出したが、MUFG に対し、中間期 BS 速報はあずさ監査法人の事前審査を経た決算処理の方法に基づいていたものであって、基準日決算と同一の会計処理の原則及び手続を適用するなど本件契約 2.3 条 2 項に定める方法により作成されたものであると説明したこと
- ・ アプラスは、プロ・フォーマ中間期 BS 速報につき、プロ・フォーマ修正基準に従った内容とするために、フィナンシャル・アドバイザーに相談した上で、これを作成して提出していること

などを考慮し、中間期 BS 速報及びプロ・フォーマ中間期 BS 速報における数値は確度が高いと認定した。そして、これに従って算定した本件調整差額の金額である 48 億 4800 万円を、新生銀行の債務不履行によって MUFG が被った損害と判断し、MUFG は新生銀行に対し「1 億円を超える部分」として 47 億 8400 万円を請求できるとした。

そして、東京地裁は、新生銀行主張の点については、それぞれ、①「日本において一般に公正・妥当と認められる会計基準」という文言は、基準日貸借対照表に用いられた会計基準の変更を認める趣旨ではない、②平成 16 年度中間期貸借対照表は、基準日貸借対照表と同一の会計処理の原則及び手続に依拠して作成されることを要するのであって、銀行子会社化による影響の有無をもって判断するものではないし、これらの項目の調整は、新生銀行が親会社としての影響力を背景にアプラスに対し指示したのではないかとの疑念を払拭できない、③本件プロ・フォーマ修正基準自体を批判・変更するものに等しく、当事者間の合意に反するとして、排斥した。

検討

本件契約 2.3 条 2 項の文言につき、中間期貸借対照表を、基準日貸借対照表の会計処理の原則を変更することなく、これと同一の会計処理の原則及び手続を適用して作成するという趣旨であると解する以上、MUFG の損害額としては、本件契約に従った平成 16 年度中間期貸借対照表及び平成 16 年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表が提出されていれば請求できたであろう本件調整差額と同じとするのが妥当と考えられる。そして、平成 16 年度中間期貸借対照表及び平成 16 年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表の提出に関する経緯を考慮すると、中間期 BS 速報及びプロ・フォ

一マ中間期 BS 速報における数値は確度が高いとする裁判所の認定も適切であると考える。

(5) MUFG に対し新日本監査法人に調査・検討を委託する旨の意思表示をするよう求める調査検討委託手続請求ができるか

当事者の主張

新生銀行は、アプラスが平成 16 年 12 月 9 日に本件契約 2.3 条 3 項に基づく平成 16 年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表として、アプラス提出プロ・フォーマ中間期 BS を提出しているのだから、これをもって本件確定手続は既に開始しており、MUFG と新生銀行は共同して新日本監査法人を本件確定手続における第三者会計事務所として選任し、アプラス提出プロ・フォーマ中間期 BS についての調査検討を委託すべき法的義務を負っていると主張した。

裁判所の判断

東京地裁は、前記のとおり、アプラスが MUFG に対し提出したアプラス提出中間期 BS 及びアプラス提出プロ・フォーマ中間期 BS は本件契約に基づくものとは言えず、アプラスは本件契約に基づき平成 16 年度中間期貸借対照表及び平成 16 年度中間期対象事業プロ・フォーマ貸借対照表を作成・提出していないから、本件確定手続は開始していないとして、新生銀行の主張を排斥した。

結語

株式売買契約における譲渡価額の調整規定は、これまで訴訟の場ではクローズアップされることはほとんどなかったと思われるが、クロージング後に価額を変動させるものであるがゆえに、後日紛争が生じ易い規定とも言える。本訴訟における裁判所の判断から導き出せる実務上の指針としては、①譲渡価額の確定手続に関する当事者間の合意は、株式売買契約において明確に規定されなければならない（明確に規定されていない枠組みを主張しても、裁判所が許容する可能性は低い）、②紛争予防の観点からは、譲渡価額調整の算定の際に従うべき会計基準を明確に確定するための文言の工夫が必要である、といった点が挙げられる³。

³ 譲渡価額の調整に際して会計基準の変更を認める枠組みを採用した場合は、最終的に採用すべき会計基準をどのように確定させるのかを含め、調整額の算定自体のプロセスが複雑になってしまい、かえって紛争や混乱を惹起するおそれがあるため、こうした枠組みは実務上あまり望ましくないように思われる。

今後の株式売買契約の交渉の過程では、上記のような本訴訟の示唆するところを考慮しつつ、譲渡価額の調整規定が明確であるかを検討する必要があるだろう。

以 上

本ニュースレターは、一般的な情報をご紹介する目的で作成しており、個別の案件についての法的助言を提供するものではありません。また、本ニュースレターは執筆担当者の個人的見解であり、当事務所（東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業））の意見を代表するものではありません。個別の案件につきましてご質問がございましたら、当事務所の担当者にお問い合わせください。なお、本ニュースレターの内容の正確性については万全を尽くしておりますが、万が一誤りがあった場合であっても、本ニュースレターに依拠したことにより発生した結果について、当事務所は一切責任を負うものではありません。

東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。